

毒物及び劇物取締法の改正概要

- 令和2年4月1日から、毒物又は劇物の原体の製造業・輸入業登録等に係る事務権限が、厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されます。

【現行】

製造業・輸入業	
原体	製剤(原体の小分けを含む)
大臣権限	知事権限



【令和2年4月1日以降】

製造業・輸入業	
原体	製剤(原体の小分けを含む)
知事権限	

- 現在、原体の製造業・輸入業として厚生労働大臣の登録を受けている者は、令和2年4月1日以降は、都道府県知事の登録を受けた者とみなされます。
厚生労働大臣の登録を受けた者として地方厚生局長から交付された登録票は、期限内は引き続き有効です。
- 令和2年4月1日以降の毒物劇物製造業・輸入業に関する申請及び届出の提出先(窓口)は、県薬務課のまま変更ありませんが、宛名はすべて県知事になり、提出部数は1部となります。